

見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンター方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積徴取を行う事項

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 工事名称 | 令和7年度宮崎県内合同宿舎電気修繕工事単価契約 |
| (2) 工事場所 | 宮崎県宮崎市潮見町110-1ほか |
| (3) 工事概要 | 宮崎県内の合同宿舎における電気工事に該当する修繕工事単価契約 |
| (4) 工事期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (5) 申込期限 | 令和7年3月21日（金曜日）12時 |
| (6) 見積書提出期限 | 令和7年3月21日（金曜日）17時15分 |
| (7) 見積合わせの日時 | 令和7年3月24日（月曜日）13時から |

2. 参加資格等（その他共通事項は別紙に示すとおり。）

令和5・6年度財務省南九州地区競争参加資格審査において、次のとおり等級決定された者で、入札参加申し込みの際に、令和7・8年度競争参加資格審査の申請を行っている者。

（業種区分）電気工事 （決定等級）「A」、「B」又は「C」等級

3. 契約条項等を示す場所及び見積参加申込み等

（1）問い合わせ、申込み及び見積書提出先

九州財務局 宮崎財務事務所 管財課（宿舎担当）
〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎3階
電話0985-22-7101（内線44、45）

（2）申込みに当たって

見積書の提出を希望する者は、上記1. に示す申込期限までに原則、以下の内容の電子メールにて申込を行うこと。本件に係る見積合わせ説明書等については、申込確認後電子メール又はオンラインストレージにて交付する。

【送信先メールアドレス】house_miyakan@ks.lfb-mof.go.jp（「l」は英小文字の「エル」）

件名：「宮崎県内合同宿舎電気修繕工事単価契約」の見積合わせ説明書等交付願

メール本文：見積合わせ参加者の住所

氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）

担当者氏名

担当者連絡先（電話番号）

添付ファイル：等級決定通知書（写）又は登録通知書（写）

（3）見積書等の提出方法

- ・ 見積書は、「宮崎県内合同宿舎電気修繕工事単価契約見積書在中」と記入した封書に入れ、上記1. に示す見積書提出期限までに持参又は郵送（簡易書留）の方法により、期限までに必着とする。
誓約書、役員等名簿及び指名停止等に関する申出書（申込時配付）については、見積合わせ前に確認することから、見積書とは同封せず、見積書提出期限までに持参又は郵送（簡易書留）の方法により紙媒体で提出すること。
- ・ 見積金額は、各工事等項目の単価に当所があらかじめ示したところの予定数量を乗じて算出した金額の総合計額とする。なお、見積書には、見積書別紙を必ず添付すること。

4. 契約相手方の決定等

有効な見積書を提出したもののうち、当所で定めた予定価格の範囲内で最低の価格で見積もった者を契約相手方

とする。なお、契約相手方に決定した者に対してのみ、その旨を通知する。

5. 契約書の作成

本件については、契約書を作成する。

6. 見積合わせ結果の公表等

見積合わせの結果については、ホームページ等での公表は行わないが、問い合わせ等があった場合には、見積合わせの日時経過後、契約相手方及び見積価格について公表する。

以上公告する。

令和7年3月5日

分任支出負担行為担当官

九州財務局宮崎財務事務所長 石川 慎一

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、当局の競争参加資格審査の再認定を受けた後の資格において競争参加の資格を有するものとする。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 当局の契約担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の相手方となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 見積依頼事項に関する資料を受領していない者は、見積合わせに参加できないものとする。

2. 契約保証金

全額免除する。

3. 見積の無効

次に該当する見積は無効とする。

- (1) 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- (2) 見積金額、見積参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載のない見積（代理人等が参加する場合は、代理人等の氏名を記入すること）
- (3) 金額を訂正した見積
- (4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (5) 明らかに連合によると認められる見積
- (6) 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- (7) その他見積に関する条件に違反した見積

4. 見積書の記載金額について

契約相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって契約予定総額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。